

平成24年5月17日

警報等による臨時休業措置について

京都府立海洋高等学校

気象警報発令等による臨時休業措置について、下記のとおりとする。

記

1 気象警報発令の場合について

宮津市地域に、「大雨」・「暴風」・「洪水」・「暴風雪」・「大津波」の警報が発令された場合は、以下のとおりとする。

- (1) 午前6時の時点で発令されている場合は、自宅待機とする。
- (2) 午前10時の時点で発令されている場合は、臨時休業とする。
- (3) 午前10時までに解除された場合は、授業を実施するので速やかに登校すること。
- (4) 生徒登校後、気象警報が発令された場合は、協議の上決定し指示する。

※ 在住する地域に警報が出た場合は、自宅待機とし、午前10時までに解除された場合は、授業を実施するので速やかに登校すること。

2 KTR（宮津線）運休等の場合について

- (1) 午前6時の時点でKTR宮津線が全面運休の場合、自宅待機とする。
- (2) 午前10時の時点でKTR宮津線が全面運休の場合、臨時休業とする。
- (3) 午前10時までにKTR宮津線の全面運休が解除された場合は、授業を実施するので速やかに登校すること。
- (4) 事故等による運行の一時運転見合わせ又は遅れの場合は、始業時刻を遅らせることがある。この場合、運行している列車で速やかに登校すること。
- (5) 生徒登校後、KTR宮津線が運休又は運行の乱れがある場合は、協議の上決定し指示する。

3 その他の場合について

その他、緊急に休業措置を行う必要のある場合は、別途協議の上決定し指示する。

4 学校からの連絡

臨時休業の場合は、KTR（宮津線）最寄りの駅へ「文書掲示」の方法で行う。

- (1) 掲示の駅は、四所、由良、岩滝口、栗田駅とする。
- (2) 掲示時刻が遅くなる場合があるので、必要に応じ、各駅から生徒の代表が学校へ電話連絡すること。

5 その他

学校が留守番電話の場合は、駅名、クラス名、生徒名、電話番号、用件を簡潔に告げること。